

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第123号）（青少年科学センター）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市青少年科学センターの入場料及びプラネタリウム観覧料の適正化を図ることとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第123号

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「510」を「520」に、「460」を「470」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市青少年科学センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の京都市青少年科学センターの入場に係る入場料又はプラネタリウムの観覧に係るプラネタリウム観覧料について適用する。ただし、同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

(青少年科学センター)